

令和6年度第5回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年8月8日（木）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中26名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 なし

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後4時00分開会
議 長	それではただいまより、令和6年度第5回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、おりません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本

総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号14番 高木 伸行委員

議席番号15番 島崎 隆委員 このお二人に議事録署名人

をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇〇です。譲渡人は、同町同番地〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は親田町954番1、登記簿地目畑、現況畑、地積145㎡外19筆合計地積11,237㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内で、一部農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい、親田町桑田商店の信号を右折し、1km進んだ左側です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人が後継者に経営を移譲するため。譲受人は、経営を引き継いで新規に農業を始めるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、譲受人が新たに農業を始める計画であるため、第6調査区において8月2日調査会の際に譲受人においでいただき、営農計画等について確認をいたしま

した。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は親田町1182番1、登記簿地目畑、現況畑、地積595㎡外1筆合計地積892㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい、親田町桑田商店の信号を右折し、700m進んで右側し、300m先の右側で東総用水の親田ファームpondの手前です。現在は畑の消毒がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営縮小のため。譲受人は、申請地の隣接地に自己所有地があり、農業経営の利便性を高めるため申請地を取得したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員	贈与による所有権移転の申請であるが、譲受人と譲渡人の関係は何か。
〇〇委員	本家と新宅の関係です。
〇〇委員	譲受人の年齢が 79 歳であるが、後継者はいるのか。
事務局	後継者はいません。
議 長	ほかにご意見、ご質疑等はありませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 1 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は松岸見晴台 2706 番、登記簿地目山林、現況畑、地積 297 m ² 外 3 筆合計地積 1,188 m ² です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 126 号線を旭方面に向かい、三崎町イオンの信号を右折し、1 km 先の広域農道沿いの右側です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営をしていないので譲渡します。譲受人は、隣接地に自己所有地があり、農業経営が便利になるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。

	本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第２号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。 順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第２号の１
〇〇委員	それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長塚町３丁目６７７番４、登記簿地目畑、現況畑、地積１８３㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい長塚町銚子大洋自動車教習所のところの信号を左折し３０ｍ進み右折し、３０ｍ先の左側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については近隣商業地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟建築面積６０．０７㎡です。工期としては令和６年９月２０日から令和７年１月２５日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資に関する証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道に放流、雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 2

〇〇委員

それでは、順位 2 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、春日町 3 0 7 7 番 2、登記簿地目田、現況田、地積 1 6 1 m²です。申請の用途は、敷地拡張用地です。申請地の場所は、国道 1 2 6 号線を旭方面に進み清川町 4 丁目ガソリンスタンドのところを右折し 5 0 0 m 進み左折し、1 0 0 m 進み左折した右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましても、敷地拡張 1 6 1 m²です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されておりますので読み上げます。今般農地を転用するべく申請いたしますが、当該地 3 0 7 7 番 2 を違反転用してきたことにつき報告いたします。平成初めの頃、申請地に隣接する自宅建物を増築しましたが、その後、弟が相続で取得した西側隣接地申請地の管理を任されるようになり、以後芝草などを植え雑草等を刈り取り、自宅の物干しや駐車場として今日まで使用してまいりました。いずれも違法であることは認識しておりましたが、これらは農地法に違反した行為であり真に申し訳ありません。今後はこのような行為は致しません。何卒寛大なご処置をいただきたく、ここに始末書を差入れます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、芦崎町 2 1 3 5 番、登記簿地目田、現況田、地積 3 4 0 m²外 2 筆合計地積 1, 2 8 7 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、芦崎町カインズホームの信号を右折し、終末処理場を右折し 8 0 0 m 進んだ右側の奥です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 4 4 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 9 月 2 0 日から令和 6 年 1 0 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	地図によると、隣地の許可済地と今回の申請地の中に、空白の部分があるが、何か。
事務局	無番地のところです。
議 長	ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第 3 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてありますので、順位 1 番から 6 番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。 議案第 3 号
事務局	それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 6 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 5 名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 5 名。申請の地番・地積は、塚本町 3 9 3 番 登記簿地目田、現況田、地積 8 0 3 m²外田 6 筆、畑 1 0 筆、合計地積 1 0, 2 4 8 m²です。その内容ですが、順位 1 番は、新規に 3 年の使用貸借権を設定しようとするもので、田 4 筆、合計地積が 1, 7 7 0 m²です。順位 2 番は、新規に 5 年の賃借権を設定しようとするもので、田 3 筆、畑 2 筆、合計地積が 4, 5 2 7 m²です。順位 3 番は、新規に 5 年の使用貸借権を設定しようとするもので、畑 1 筆、地積が 7 3 8 m²です。順位 4 番は、新規に 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 1 筆、地積が 3 4 6 m²です。最後に順位 5 番から 6 番は、売買により所有権を移転しようとするもので、畑 6 筆、合計地積が 2, 8 6 7 m²です。 以上順位 1 番から 6 番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。 事務局の説明が終わりました。
議 長	ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議 長

議案書の4ページから6ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和6年度第5回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

午後4時40分閉会

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員